

EWS 活性化に関する機密保持に関する事項

改正規則

船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、船体損傷事故及び火災爆発事故等の重大損傷情報を IACS 加盟船級協会間でいち早く共有し再発を防ぐために、EWS (Early Warning Scheme) を 1993 年に確立したが、情報の秘匿性の観点からこれまで十分に稼動していなかった。

2007 年 12 月の IACS 理事会において、この EWS 活性化を目的に、各協会の規則に当該損傷に関連する技術情報を開示する場合の条件を明記すること及びそのモデルテキストが合意された。

今般、当該モデルテキストに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

EWS 活性化を目的とする IACS のモデルテキストに基づき、重大損傷に関連する技術情報を公開する場合の条件を明記した。